

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成29年度第13回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 諮問事項 市政メール及びパブリック・コメント手続における確認メールの掲載内容について（公開）</p> <p>2 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>審議依頼事項 国民健康保険料賦課及び収納管理事務の事務開始届（国保年金課）</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部警防課から市民生活部国保年金課に対する救急搬送に関する情報の提供について（国保年金課） ・ 野田市トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給事務の事務開始届（商工観光課） ・ 第3次障がい者基本計画を策定するためのアンケート調査に係る個人情報目的外利用報告（障がい者支援課） ・ 家具転倒防止器具取付事業に関する事務の事務変更届（高齢者支援課） ・ 野田市骨髄移植ドナー支援事業に関する事務の事務開始届（保健センター） ・ 各種健診事業に関する事務の事務変更届（保健センター） ・ 子ども未来教室事業に関する事務の事務変更届（社会教育課） ・ 野田市文化・スポーツ推進奨励金交付事務の事務開始届（社会体育課） <p>3 個人情報の保護に関する特記事項について（公開）</p> <p>4 代理人による本人開示請求の手続について（公開）</p>
日 時	平成30年3月27日（火）午前9時から午後0時5分まで
場 所	市役所5階 511・512会議室
出席委員氏名	須賀 昭徳、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子
欠席委員氏名	秦野 幹夫
事務局等	<p>実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）、高谷 亮介（総務課文書法規係主任主事）、安藤 剛行（広報広聴課長）、渡邊 宏治（行政管理課長補佐）、小島 信明（国保年金課長）、金剛寺 弘之（国保年金課保険税係長）、岡田 尚子（国保年金課国保給付係長）、田中 徳寿（商工観光課長補佐）、田村 秀一（商工観光課労政係長）、小林 智彦（障がい者支援課長）、伊原 誠宏（障がい者支援課障がい者福祉係</p>

	<p>長)、善方 浩子(高齢者支援課長補佐)、鈴木 智子(高齢者支援課高齢者支援係主任主事)、海老原 孝雄(保健センター長補佐)、秋鹿 弥由紀(保健センター健康増進係長)、園田 憲明(保健センター健康増進係主任主事)、大倉 純(社会教育課長補佐)、寺田 一雄(児童家庭課主幹兼課長補佐)、柳 正幸(社会体育課長補佐)、川野 尚武(社会教育課長補佐)</p> <p>事務局 佐賀 忠(総務部長)、富山 芳則(総務課長)、日下部 安孝(総務課庶務係主査)</p>
傍 聴 者	2名
議 事	
<p>平成29年度第13回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果(概要)は、次のとおりである。</p> <p>1 諮問事項 市政メール及びパブリック・コメント手続における確認メールの掲載内容について(公開)</p> <p>担当者から諮問の内容について説明を受けた。</p> <p>遠藤委員 諮問の資料を読んでもどこに問題があるのか分からなかったので質問する。例えば通常の電子メールの送受信の際には、ある人からメールが送られてきて、そのメールに返信する時には、送信した内容を引用して送信するか、削除して送信するかは返信する人の自由である。このことと比較して何が問題なのかとを感じる。同じように返信することは技術的にできないのか。</p> <p>安藤課長 市政メールは、メールソフトを使ったものではないため自動的に投稿者のメールアドレスが分かるというのではなく、投稿フォームを利用しており、メールアドレスを投稿者が入力しなければ、投稿者が所持するメールアドレスが分かりません。</p> <p>遠藤委員 どのアドレスから来たかがわからないのか。</p> <p>安藤課長 極端な話、アドレスの入力欄に「AAA」とか「あいうえお」と入力しても投稿できます。</p> <p>遠藤委員 投稿者は、投稿した内容を自分のパソコンに保存することはできるのか。</p> <p>安藤課長 資料の5ページの方で「入力内容確認」のボタンを押下すると、に移り、そこに内容が表示されます。この画面が唯一投稿した内容が表示される場面になります。これを例えば写真に撮ったり、画面のハードコピーをしてパソコン上のどこかに貼り付けたりする必要があります。</p> <p>遠藤委員 印刷はできるのか。</p> <p>安藤課長 できます。</p>	

遠藤委員 市としては、「印刷すればいいではないか」ということか。

安藤課長 そうです。印刷をしたり、写真を撮ったり、画面のハードコピーを保存したりもできます。

遠藤委員 諮問書の2ページ(3)の「また、悪意を持って他人のメールアドレスを入力し、内容に誹謗中傷の類を記載したり、フィッシングサイトやコンピューターウイルスを自動的にインストールさせるサイトのアドレスを記載したりすることも可能となり、迷惑メール等の送信手段に利用される可能性も否定できない(資料4)。」については、こういうことができるということだけで、そんなに心配する必要があるのかと考えるがいかが。

安藤課長 資料4の独立行政法人情報推進機構ホームページにも書いていますが、ウェブサイトを開覧するだけでインターネットウィルスに感染してしまうということがあり得ると考えています。

遠藤委員 それが野田市の例としてあったか。投稿フォームを使った例はあるか。

安藤課長 野田市としてはありませんが、個人的には、それを疑うメールを受け取ったことはあります。

遠藤委員 個人的には、野田市は心配し過ぎではないかという気がする。

安藤課長 他団体がどう対応しているのか調べました。14市において自動返信をしており、そのうち意見の本文を確認メールに表示している団体は7団体、記載していない団体も7団体と半々に拮抗していますが、各市に確認したところ、表示している団体のうち3団体は、「これまで危険性について考えていなかったのでも再検討が必要」とのことでした。

遠藤委員 この問題と確認メールにその内容を表示するというのは、因果関係がない気がする。

安藤課長 インターネットの世界にはいろんな人がいます。中には使えるものは悪いことに使おうという方が結構いらっしゃる。そういった方が例えばどこかでメールアドレスの名簿を入手したとか、もっと個人的な理由でとある人をおとしめたいという理由でメールアドレスを投稿フォームの欄に記載して投稿するだけで、フィッシングサイトなどのURLが確認メールという形で野田市から届くことは、パソコンに詳しくない方にとって、どのような影響があるのかを考えると、管理責任があると考えます。

遠藤委員 そのサイトをクリックしなければ何の問題もない。

安藤課長 そのとおりです。ただし、それが市役所から届いたメールということで安心してクリックされるのではないかというのが問題になります。

遠藤委員 最終的には市の責任を問われることを心配しているということか。

安藤課長 まさにそのとおりでして、今回は、三つのことを確認しようと諮問しています。一つは、自分でアドレスの入力を間違えたとはいえ、個人情報漏えいに当たるかどうか。二つ目は、フィッシングサイト等のURLの送信手段に利用

され、実際にクリックし、被害が起きたときに損害賠償請求をされないかどうか。最後に、個人情報の保護と投稿者の利便性を比較したときにどちらが優先されるべきか。

遠藤委員 一つ目のことについては、野田市に責任はない気がする。二つ目については、場合によっては、管理責任が問われる可能性はある気がする。

須賀会長 その場合は無過失責任か。

遠藤委員 管理責任の瑕疵に当たり、無過失というわけにはいかないのではないかと。

松本委員 私も市の市政メールではないが、投稿フォームを利用することはあるが、記録なり、コピーなりをして何を入力したか分かるようにしておく。内容にもよると思う。申込みなどを確認メールによって投稿者がどういう内容を送ったのかというのが分からない状態であっても、投稿者が自分なりにコピーしてどちらかにペーストしておくなど方法もある。投稿者の利便性も気持ちは分かるが、市のいう危険も考慮するべきと考える。

市民会館では投稿内容を記載した確認メールを送っているということだが、投稿内容は市と同じようなものなのか。

渡邊課長補佐 指定管理者のホームページに「お問合せフォーム」が設けられています。一般的なお問合せから苦情の類まで様々な投稿内容があると思います。

松本委員 指定管理者と考え方を統一する必要はないと思う。

高橋委員 個人情報保護の観点からみると、市の考え方でいいように思う。利便性については、難しい問題である。

遠藤委員 開封確認は行わないのか。

安藤課長 その代わりとなるのが確認メールとなっております。これで市が受け取りましたということをお知らせすることになります。

遠藤委員 ほんの少しの時間を空けて投稿者が二つの投稿をしたとき、投稿者はその二つの区別がつくのか。

安藤課長 受付日時、受付番号があるので、一応2通とも届いたことは分かります。

遠藤委員 そもそもこれは市長から審査会に諮問するような内容なのか。

今村副市長 諮問してみなさいと言ったのは、私なのですが、実際に私も市政メールを読みまして、どこまで市が責任を負うのかということに対しては投稿者の言うとおりだと思ったが、一方で広報広聴課が「なりすまし」等に心配があるということであったので、情報化社会において重要な判断ではないか、ということであえて条例に基づき諮問をさせていただいたところです。

遠藤委員 松本委員は、市と指定管理者は統一しなくてもいいということだったが、私としては、市の管理責任には違いがないので、どちらかに統一した方が良いのではないかと考える。

松本委員 指定管理者の確認メールの責任も市が負うとしたら統一すべきと思うが、そこまで厳密にやることはないと思っただけである。

もう一つ、私としては、投稿者は市が市政メールを改ざん等する可能性もあるから、その証拠として確認メールに記載してもらいたいということを言っているように聞こえるのだが、そういったことは市はしないと考えるので、投稿者は自分の意見を自分で分かっていけばいいのではないかと考える。

遠藤委員 投稿があったものは、必ず回答するのか。

安藤課長 匿名のものや有効なメールアドレスでない場合、市からの回答が不要と申出のあるもの以外は回答します。説明が遅れましたが、確認メールを送信するもう一つの目的は、本当に存在するメールアドレスなのかを確認することとなっておりますので、それにより有効なメールアドレスでないことが分かります。

遠藤委員 回答すべき内容であれば、その回答を書いたのを送り返すということか。「回答できません」という結論だったら、その旨を送るのか。

安藤課長 そのとおりです。ほかに、業者からの売込みのメールは回答しません。また、何度も同じ内容を送ってくるものに対しては、「次回も同じような内容であれば回答しません」と回答することもあります。

遠藤委員 なぜこのような質問をするかということ、先ほど松本委員が投稿者が自分の意見や質問を無視されてしまうのを心配しているような発言があったためである。

安藤課長 基本的に市政メールについては、意見を頂いてから1か月以内に回答するというルールにしておりまして、もし1か月を超えてしまう場合、過ぎる場合には、その旨を送ることにしています。

遠藤委員 確認メールでお知らせした受付番号は、回答の際には書いているのか。

安藤課長 受付番号自体は書いていないが、メールの冒頭に「何々について回答します」と明記した上で回答しています。

遠藤委員 今後は、受付番号は入れた方がいい気がする。その方が対応関係がはっきりする。

安藤課長 分かりました。

須賀会長 その取扱いについては、部内で検討され、できるようであればお願いしたい。

富山課長 諮問という形を採っておりますので、その回答を答申の形で出していただく必要がありますので、意見の集約をお願いします。

須賀会長 副市長から何かあるか。

今村副市長 特にありませんが、よっぽど悪意のあるもの以外は心配するリスクはかなり少ないとは思いますが、その悪意のあるものに対してどこまで責任をとるのか、遠藤委員のおっしゃるとおり個人情報の漏えいということではないと思うが、管理責任という点ではどうなのか、私だと判断が付きかねたので、諮問させ

ていただいたということです。

須賀会長 松本委員がおっしゃったとおり、市の取扱いと指定管理者の取扱いとを統一すべきなのか。万が一被害があったときに、市の管理責任を問われるということであったが、遠藤委員は統一すべきと言っている。ほかの委員はいかがか。

高橋委員 統一すべき。

松本委員 今答申を出すのは無理だと思うので、議論の中で結論を出した方がいい。

須賀会長 もう少し検討した方がいいという意見か。

松本委員 私はそう思う。

遠藤委員 私はできれば今日結論を出したい。しかし、欠席している秦野委員がどうかということは気になっている。まずは、今日結論を出すか、次回にするかというのを決めたらどうか。

須賀会長 遠藤委員は今日、松本委員は次回。高橋委員はどうか。

高橋委員 秦野委員の意見も聞きたいが、できれば今日決めたほうがいいのではないか。

須賀会長 では、本日決めるということに決した。次は、答申の内容についてだが。

遠藤委員 議題は二つあると思う。市と指定管理者を統一するか。市の取扱いはどうするか。

須賀会長 まず、市と指定管理者を統一するかについては、遠藤委員と高橋委員は統一する。松本委員は別でもいいと意見である。各担当課はどうか。

安藤課長 特に意見はありません。

渡邊課長補佐 諮問書にも書いていますが、統一する方向で考えておりました。

須賀会長 では、市の取扱いについてはいかがか。

松本委員 市の案のとおりでいいと考える。

遠藤委員 私は市が考えていることは、心配しすぎの面があると思うが、しかしその可能性が全くないのかと問われると、否定できないので、仕方がないのかなと考える。

高橋委員 私は市の案どおりでいいと考える。

須賀会長 では市の案どおりのような答申とすることにして、答申書を作成する。

～ 暫時休憩 答申書作成 ～

須賀会長 答申書を配布した。このとおりでよろしいか。

(異議無し)

今村副市長 今回の答申はあくまで例外であり、過剰な個人情報の保護とならないよう努めてまいりたい。

2 個人情報取扱事務について(公開)

審議依頼事項

・国民健康保険料賦課及び収納管理事務の事務開始届（国保年金課）

担当者から概要の説明を受けた。

松本委員 今までは、どのようにやっていたのか。

金剛寺係長 保険税事務の届出があり、それに基づきやっていました。

遠藤委員 そういうことではなく、事務の内容として、今まではどうやっていて、どう変わったのか。

金剛寺係長 変わっておりません。

遠藤委員 理論上は、保険税の事務の変更ということも可能であるが、なぜ、追加の事務として出したのか。

日下部主査 保険税につきまして、滞納がある方の情報は持ち続けることから、保険税の事務の届出は残したままで、保険料の事務の届出を別に出すことで、保険税の事務の個人情報を取り扱うことが分かりやすいと考えました。

遠藤委員 では、保険税の滞納がなくなったら、廃止をするのか。

日下部主査 そのように考えています。

今村副市長 昭和の時代からの滞納なども残っており、滞納整理は長期間に及びます。

個人情報の保存期間ですが、「滞納処分に係る事務の情報にあっては10年」と記載されている部分は、「滞納処分に係る事務の情報にあっては滞納処分が終了してから10年」と修正をお願いします。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ国民健康保険料賦課及び収納管理事務の事務開始届を承認してよろしいか。

（異議無し）

報告事項

・消防本部警防課から市民生活部国保年金課に対する救急搬送に関する情報の提供について（国保年金課）

小島課長 前回の審査会において報告いたしました。消防本部警防課から市民生活部国保年金課に対する救急搬送に関する情報の提供について、一部不適切な内容がありましたので、変更させていただきます。救急業務記録簿の職業の情報につきましては、「会社員」との記載があれば、国民健康保険の被保険者である可能性が低くなるため、レセプトの確認は行わなくても良いと判断でき、一方、「自営業」との記載があれば、国民健康保険の被保険者である可能性があるため、レセプトの確認や電話等による質問を行う対象者とするために収集しようとしていました。さらに、「会社員」との記載の場合には、社会保険の加入者であると考えられますが、それが国民健康保険の被保険者であった場合には、二重加入の可能性もあるため、職業の情報の提供を受け、社会保険と国民健康保険のどちらが適正なのかの確認をしたいと考えておりました。しかし、「職業」の情報を第三者求償の事務の目的を越えて利用することは、不適

切な取扱いであることと、第三者求償の事務における被保険者台帳との照合作業には、氏名と住所のほか「職業」を利用することは誤りであり、「生年月日」を用いることが適当であることから、提供を受ける情報のうち「職業」を削り、「生年月日」を加えるものです。職業欄の利用方法についてのご質問に対し、誤った回答をしましたことを、深くお詫びいたします。

日下部主査 変更届出書の変更年月日が「平成30年3月1日」となっておりますが、「平成30年3月27日」に修正します。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ消防本部警防課から市民生活部国保年金課に対する救急搬送に関する情報の提供について承認してよろしいか。

(異議無し)

・野田市トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給事務の事務開始届(商工観光課)

担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 奨励金の事務はほかにあるのか。

田中補佐 商工観光課で所管している雇用に関する奨励金は「若年者等トライアル雇用奨励金」「雇用促進奨励金」「障がい者職場実習奨励金」があります。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ野田市トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給事務の事務開始届を承認してよろしいか。

(異議無し)

・第3次障がい者基本計画を策定するためのアンケート調査に係る個人情報目的外利用報告(障がい者支援課)

担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 三つの手帳の総数はどのくらいか。

小林課長 身体障害者手帳は約4,500件、療育手帳は約970件、精神障害者手帳は約1,000件、合計6,511件から2,000件を抽出しました。

遠藤委員 2,000件の根拠と割振りの根拠は何か。

小林課長 前回4年前にも同じ調査をしまして、その回答率が50%でした。統計的に1,000件あれば使える数字になるだろうということで、回答率を鑑みて2,000件としました。割振りは、各手帳の所持者数の割合に応じて行いました。

松本委員 アンケートの内容はどのようなものか。

小林課長 56項目あり、障がい者がどのような生活をしていて、どのようなサービスにニーズがあるのかというのが中心となっています。

遠藤委員 4年前の調査との違いはあるか。

小林課長 調査の件数が、今回は全数調査であったが、今回は経費節減のため、統計上問題のない数字で調査しました。また前回からの変化を見るので、4年の間にサービスの内容が変わったこと以外は、基本的に前回と同じ内容となっています。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ第3次障がい者基本計画を策定するためのアンケート調査に係る個人情報目的外利用報告を承認してよろしいか。

(異議無し)

・家具転倒防止器具取付事業に関する事務の事務変更届(高齢者支援課)
担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 推測になるのだろうが、市税の滞納者はどのくらいを見込んでいるのか。

善方課長補佐 障がい者世帯、高齢者世帯はそもそも非課税の世帯が多いため、市税を滞納していることで却下するのは、多くても1件か2件であると見込んでおります。

高橋委員 取り付ける世帯は何件程度を見込んでいるか。

善方課長補佐 高齢者世帯は25世帯、障がい者世帯は5世帯を見込んでおります。

松本委員 1世帯当たりの上限はあるか。

善方課長補佐 1世帯、L字金具及び平型金具については、2個を1組として換算し5組を限度として給付し、添え木及びその他市長が認める家具転倒防止器具については、市長が必要と認めるものを給付することとしています。

遠藤委員 今回は変更届ということだが、変更後の開始届出書の事務開始年月日が前回の届出のまま、平成29年4月1日となっているのはなぜか。

日下部主査 今は変更届があったとしても、この欄は当初の事務の開始年月日を記載し続ける取扱いとしております。平成30年度からの様式では、「最終変更年月日」を記載することとしました。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ家具転倒防止器具取付事業に関する事務の事務変更届を承認してよろしいか。

(異議無し)

・野田市骨髄移植ドナー支援事業に関する事務の事務開始届(保健センター)
担当者から概要の説明を受けた。

松本委員 個人情報の記録項目 その他「特別休暇(ドナー休暇)の取得の状況」を示す書類は、具体的にはどのような書類か。定形の書式か。

海老原センター長補佐 ドナー休暇を与えたという事業者の証明書などになるう

かと思えます。定形の書式はありません。

松本委員 それでは事業者の方から事後に発行されるものか。申請も事後になるか。期間はいつまでに申請してもらうのか。

海老原センター長補佐 事後に発行されるものです。申請は、完了してから1年以内に申請してもらいます。

遠藤委員 全体の年度の予算はどのくらいか。

海老原センター長補佐 ドナー1名に対して、ドナーが2万円、事業所が1万円、7日間分ですので、21万円が1名分となり、2名分を予定しています。

遠藤委員 この事業の宣伝はどうするのか。

海老原センター長補佐 ホームページ、市報で広報するほか、事業所に対しては、商工会議所等を通じてパンフレット等を配布したいと考えております。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ野田市骨髄移植ドナー支援事業に関する事務の事務開始届を承認してよろしいか。

(異議無し)

・各種健診事業に関する事務の事務変更届(保健センター)

担当者から概要の説明を受けた。

高橋委員 若者健康診査は何人くらいを想定しているか。

秋鹿係長 400名を想定しています。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ各種健診事業に関する事務の事務変更届を承認してよろしいか。

(異議無し)

・子ども未来教室事業に関する事務の事務変更届(社会教育課)

担当者から概要の説明を受けた。

松本委員 小学生のうち3年生のみを加えた理由はこういったものか。

大倉課長補佐 3年生になると理解度に差が出てくること、4年生になるとクラブ活動等があります。また、3年生に対して1、2年で習った漢字や九九をしっかりと身につけてもらいたいという理由からです。

松本委員 成績の状況は何のために収集するのか。

寺田主幹 個々に対して学習支援をするので、できるだけ個々の状況を知るためです。

松本委員 講師の経歴は何のために収集するのか。

寺田主幹 講師の派遣は委託業者に行っていたのですが、どのような講師を雇うのかを把握するためです。

高橋委員 事業は公民館において行うのか。

大倉課長補佐 29年度はおっしゃるとおり公民館でしたが、今後はコミュニテ

イ会館や、中学校、小学校においても実施します。

高橋委員 今年度1年間の利用状況はどうであったか。

寺田主幹 3月現在の登録者数は、約4千人の市内の中学生のうち689人の登録があります。出席率は、延べ率ですが、1月現在で71.57%の出席率でした。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ子ども未来教室事業に関する事務の事務変更届を承認してよろしいか。

(異議無し)

・野田市文化・スポーツ推進奨励金交付事務の事務開始届(社会体育課、社会教育課)

担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 奨励金はどの程度の額なのか。

柳課長補佐 全体で50万円を予定しています。

川野課長補佐 大会によって異なるのですが、オリンピックやパラリンピックですと個人には10万円、団体には100万円を上限に出場者数に10万円に乗じた額を、その他の世界大会ですと、個人には3万円、団体には30万円を上限に出場者数に3万円を乗じた額を、アジア大会ですと、個人には2万円、団体には20万円を上限に出場者数に2万円を乗じた額を、それ以外の国際大会ですと個人には10万円以内で市長が定める額、団体には100万円以内で市長が定める額を、また全国大会については、個人には1万円、団体には3万円を交付することとしております。

遠藤委員 国体やインターハイはどうか。

川野課長補佐 対象になります。まず、選考会や予選会で選抜された方が出ていく大会という前提があります。

松本委員 団体に対しても交付するという事なのに、個人情報の収集先が「本人」になっているが、個人情報は「民間・私人」から収集するのではないか。

柳課長補佐 団体については申請者の情報を本人から収集するだけで、出場者それぞれの個人情報は収集しません。

遠藤委員 団体はどういった例を想定しているのか。

柳課長補佐 例えば、南部中学校のプラスバンドといった団体を想定していません。

遠藤委員 そうすると個人情報ではないのではないか。

高谷主任主事 事務の目的に「団体に交付すること」を書いているのは、この事業の要綱の目的を記載したもので、個人情報を取り扱う事務としては、個人に対して交付するもので足りません。

遠藤委員 となると、「団体活動歴」という収集項目は必要なのか。

川野課長補佐 大会に出たという情報は必要だが、出たというのが団体活動歴になるのではないか。

松本委員 奨励金は事後申請か。

川野課長補佐 そうです。

遠藤委員 結果が分かればいいのか。

高谷主任主事 団体活動歴というのは、出場した大会を証する書類に表れてくる各選手の所属団体を指します。

遠藤委員 それは活動歴ではなく、所属団体ではないか。

川野課長補佐 その他に「出場した大会の情報」というがあるので、団体活動歴を消した上で、そちらで見るともできます。

日下部主査 「大会に出場したことを証する書類に記載された情報」とその他の欄に書いておけば、どこに所属しているとか証明書に書いた情報を包括的に届出できるのではと考えます。

遠藤委員 例えばオリンピックに出場したことを証する書類にどこどこ所属と、例えばL S北見とか書かれているものなのか。

松本委員 テレビなどでは書かれている。

遠藤委員 テレビのそれとは違うのではないか。

須賀会長 今日は保留にして、もう少し総務課と検討したらどうか。次回でも間に合うか。

柳課長補佐 実際には大会が終わってからの申請ですので、間に合うかと思いません。

須賀会長 では、次回までに検討していただき、再提出をお願いします。

3 個人情報の保護に関する特記事項について（公開）

富山課長 「個人情報の保護に関する特記事項」につきましては、改正案第16項の損害賠償の規定に関しまして、遠藤委員から「契約において相手に無過失責任を負わせることは通常ないことなので、公序良俗に反すると主張される懸念もある」とのご指摘をいただき、継続審議となっていたものでございますが、先に、結論から申し上げますと、ご指摘のとおり「受注者の故意又は過失を問わず」の文言を削除したいと考えております。

審査会から再検討に当たっては、総務省の雛形を参考にしたということであれば、国の意見や、顧問弁護士にも確認をすべきとのご意見も頂きましたので、その確認の結果をご報告いたします。

まず、国の見解ですが、現在、個人情報を所管している内閣府の外局である個人情報保護委員会事務局に確認したところ、「雛形には規定しているが、なくても良い規定である」とのことでした。

次に、顧問弁護士には、「有効性」と「必要性」の観点から確認をいただきまし

た。「有効性」については、官と民と契約であり、官の優越的な地位を利用した規定として、無効になる可能性があるとともに、過失責任主義の原則にも抵触する。例外としての無過失責任は、法で規定すべきものであるというものでした。「必要性」についてですが、委託契約の規定内容としては、「受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより」という責任形式に限定した規定で充分であり、無過失責任の規定は認められないというもので、特記事項中の「受注者の故意又は過失を問わず」の文言は、削除すべきであるとの見解でした。

以上のことから冒頭に申し上げました結論に至ったものでございます。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ「個人情報の保護に関する特記事項について」を承認することにしてよろしいか。

(異議無し)

4 代理人による本人開示請求の手続について(公開)

富山課長 代理人による本人開示請求の手続の取扱いは、裏面の新旧対照表のとおり「野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引」及び「個人情報保護条例に基づく本人開示請求対応マニュアル」において記載しておりますので、運用とともに、これら記載事項を変更させていただくものです。

まず、変更点 ですが、本人に代わって、代理人、これは、法定代理人と任意代理人の双方を総称していますが、この代理人が開示請求を行う場合において、厳格な請求権の確認のために、代理人の運転免許証などの本人確認書類及び代理権を証する書類、法定代理であれば戸籍、任意代理であれば委任状などの提出を要件としていたが、他団体では提出の義務付けはなく、また、複数の職員の確認をもって、提示のみの受付を可能とするものです。

次に、変更点 ですが、任意代理人による本人開示請求について、代理人を装う不正な請求を防止するために、委任者の本人確認書類を必要としていたが、他団体では委任者の運転免許証の写しなどの本人確認書類を義務付けている団体はなく、また、委任者の本人確認書類までも求めると、委任による開示請求を躊躇することになりかねないため、委任状のみで受付を可能とするものです。

遠藤委員 前提として、代理人でないとき、つまり本人のときはどのようにしているのか。

富山課長 主に運転免許証や健康保険証により本人を確認し、通常であれば写しを取らせていただくということにしております。提示だけで済ませてということであれば、複数の職員による確認をして、提示のみでも受け付けております。

遠藤委員 その扱いを代理人のときにどう拡大するのかということである。代理人については代理人自身の本人確認書類を見せてください、コピーしてよろしいですか、良いと言ったらコピーを取る、コピーは嫌ですと言われたら複数の職員による確認をする。ここまではいいが、代理人の場合の、委任者の確認は何もしな

いということか。それは委任状があるだろうが、委任状があったからといって本人が書いているかは分からない。記名、押印が本人が行ったものかどうか分からない。

富山課長 これは本人開示請求に限ったことではなく、例えば市民課において住民票の取得についても、委任者の本人確認は行っておりません。この取扱いについては、ほかの市役所の業務も同様の取扱いになります。

遠藤委員 悪意の人がいるという仮定だが、委任状を偽造して申請するということができてしまうということか。

今村副市長 そうですね。ただ、実際に戸籍謄本の取得等の方がより危険性が高いのに、そちらは委任状でやっている。それを代理人を装うというのを危惧していたら、委任状の意味がなくなってしまうので、委任状だけだということは信じられない、委任状だけだと効果は発生しないということになりかねないので、市民課とか課税課の評価証明書なども委任状だけでやっていますので、個人情報の本人開示請求だけをそこまで厳しくすべきかということを見ると、それをやるのであれば、全てをそうしなければならないことになります。委任者の運転免許証の写しの提示などは、嫌がる方もいると予想します。「私は代理人を信頼して委任をしているのに、市はその人を信用しないのか」というようなトラブルになるかも知れません。

須賀会長 市としては、形式審査権として書類上さえ合っていればいいということか。

今村副市長 それ以上を求めるという理屈もないのではないかと考えます。

須賀会長 ほかの市では委任状のみか。

今村副市長 そうです。

遠藤委員 個人情報の保護の観点からすれば、戸籍謄本を取り寄せるとか住民票を取り寄せるとか、あるいは固定資産税の評価証明書の取り寄せで、委任状と代理人の本人確認書類だけと言うのは怖いと言え怖い。

今村副市長 現実に委任者の本人確認の書類までを取るとすると、野田市に限ったことではありませんが、相当な制度の改正が必要だと思えます。

松本委員 税務署の確定申告書の添付もマイナンバーの問題があるので、マイナンバーカードの写しと税理士が委任状をもらったとしても、本人のマイナンバーカードの写し、マイナンバー通知書であれば顔写真入りの免許証と、税理士である証票を提示して初めて受理される。

今村副市長 今年から確定申告にはマイナンバーの書類を付けなければならないことになっていると思えます。

遠藤委員 銀行は委任状だけでは厳しい。遺産分割協議が整った顧客の相続分の請求は、委任者の印鑑証明書まで求められる。

今村副市長 私は普通に預金を下ろすときは、委任状だけで大丈夫でした。

遠藤委員 この代理人による本人開示請求の手続だけで考えないで、戸籍謄本の交付申請とか固定資産税評価証明書の交付申請において委任者の本人確認書類を要求していないのに、これだけ要求するのはおかしい。全て要求するか、要求しないかのどちらかである。

今村副市長 現実問題としては、今要求しようとするのは困難です。

遠藤委員 こういった問題提起をしたのはどういったことだったのか。

日下部主査 参考とした国のマニュアルでは提出を求めるということが記載されていまして、この際なので、一番厳しい基準にしようとしたのですが、他団体の状況を調査したところ、委任した人の本人確認まで求めている団体はなく、国の政令にも提示又は提出と規定されておりまして、あくまで任意であり、お願いはするが、出さなくても受け付けるように書いてありました。したがって、野田市だけが突出してしまっていました。実際の戸籍謄本の事務や固定資産の証明書の事務などを確認し、総合的に調整を図ったところ、委任した人の本人確認まで求めるということについては、どこもやっていないので変更したいということでした。

今村副市長 前回までの議論で気がつがなかったのですが、変更したいということでした。

須賀会長 国としては地方公共団体が自由裁量でやってくださいということだったということか。事務の統一ということを優先するということで

遠藤委員 なにか問題があったときに、追及されるというリスクはある。さっきはリスクを気にしたけど、これはリスクを気にしないということで一貫性に欠ける。

須賀会長 市の変更案はそういったことだが、なにか修正を加える必要があるか。

遠藤委員 あるとすれば、変更しないということしかないが。

今村副市長 近隣市で構成される住民票の事務の部会等に意見を求めていくということは必要とは考えるが、直ちに野田市だけそうするとすると市の全体の事務への影響が大きすぎると考えています。

須賀会長 将来の検討課題ではあるが、現行承認する方向でよいか。

遠藤委員 今回は市民課等には相談したのか。

今村副市長 していません。聞かれればリスクはあるというとは思いますが。

遠藤委員 リスクはあることを分かった上で、承認することにするかどうか。市民課や課税課とは一度正式に相談し、共通認識を持っておいの方がいいと考える。

須賀会長 危険性について共通の認識を持ってください、その上で市の案に賛成するということになるがよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第13回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上

